



古町みなと住宅

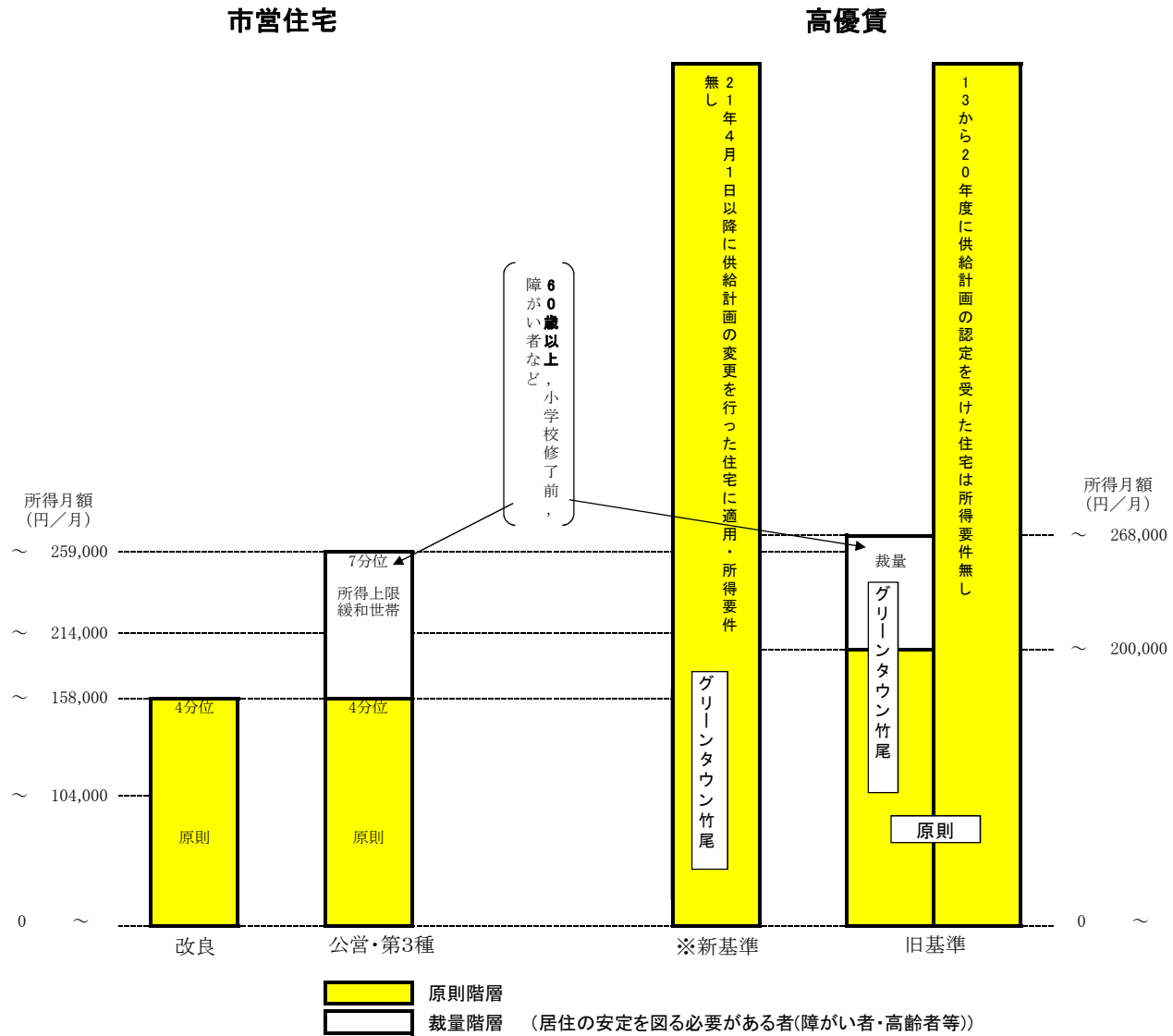


住環境政策課



1 所得要件の比較

グリーンタウン竹尾…国の「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく助成事業



※新基準 平成21年4月1日以降に供給計画の変更を行った住宅のみ適用される

## 2-1 市営住宅管理戸数及び建設状況

住表-2-1

管理戸数(各年4月1日現在)

(単位:戸)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3
公 営 住 宅	4,746	4,842	4,838	4,859	4,844	4,813	4,849	4,805	4,800	4,743	4,824	5,443	5,442	5,390	5,374	5,409	5,365
改 良 住 宅	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768	768
第 3 種	3	36	36	36	35	35	35	35	34	34	33	33	33	33	33	33	33
特 定 公 共 賃 貸 住 宅		4	4	4													
住 宅 計	5,517	5,650	5,646	5,667	5,647	5,616	5,652	5,608	5,602	5,545	5,625	6,244	6,243	6,191	6,175	6,210	6,166
店 舗																	

建設着工戸数(各年度)

(単位:戸)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
公 営 住 宅	30	24			34	52	54	16	71	20				39			
改 良 住 宅																	
第 3 種																	
特 定 公 共 賃 貸 住 宅																	
住 宅 計	30	24			34	52	54	16	71	20				39			

2-2 市営住宅管理戸数(除却、新設年度別内訳)

住表-2-2

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		管理戸数 R3.4.1									
	管理戸数 H24.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H25.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H26.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H27.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H28.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H29.4.1	除却戸数	新設戸数		管理戸数 H30.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 H31.4.1	除却戸数	新設戸数	管理戸数 R2.4.1	除却戸数	新設戸数
公営	4,805	43	38	4,800	57		4,743	10	91	4,824	4	623	5,443	1		5,442	52		5,390	16		5,374	4	39	5,409	44		5,365
改良	768			768			768			768			768			768			768			768			768			768
第3種	35	1		34			34	1		33			33			33			33			33			33			33
特定公共賃貸																												
合計	5,608	44	38	5,602	57		5,545	11	91	5,625	4	623	6,244	1		6,243	52		6,191	16		6,175	4		6,210	44		6,166
		新津田島 公営11戸	新津田島 公営22戸		中野第1 公営16戸			巻1区第1 公営8戸	物見山第1 公営8戸		亀田東町 公営1戸	※4/1異常修繕 沙見台 公営128戸		天神町 公営1戸			栄町 公営2戸		松浜町 (寿楽園) 公営16戸			松浜町 公営4戸	吉町みなと 公営39戸		松浜町 公営4戸	目河山 公営40戸		
		鯉島 公営14戸	公営16戸		中野第2 公営6戸			巻1区第2 3種1戸	亀田向陽 公営71戸		天神町 公営3戸	小針 公営18戸				松浜町 公営4戸												
		3種1戸			結 公営21戸			天神町 公営2戸	巻1区 公営12戸			小針西 公営36戸				物見山第1 公営45戸												
		戸頭 公営12戸			松浜町 (寿楽園) 公営12戸							石山第1 公営140戸				天神町 公営1戸												
		菱島 公営6戸			(木平) 公営2戸							石山第2 公営210戸																
												藤見町第1 C号棟 公営73戸																

## 3 市営住宅構造別及び目的別管理戸数一覧表

住表-3

令和3年4月1日

区 分	構 造							特定目的(再掲)				その他(再掲)			
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	計	高齢者向	母子向	下肢障がい者向	視覚障がい者向	高齢者同居向	大家族向	視覚障がい者向	LSA用
公 営 住 宅	314	201	94		3,475	1,281	5,365	91	24	47	7	49	51	6	
改 良 住 宅					676	92	768								
第 3 種	21		10		1	1	33						1		1
特 定 公 共 賃 貸 住 宅															
合 計	335	201	104		4,152	1,374	6,166	91	24	47	7	49	52	6	1

## ○特定目的

高齢者向: 石山(10戸)・二葉町第2(4戸)・古町みなと(シルバーハウジング)(10戸)・シルバーハウジング早川町(32戸)・亀田向陽(シルバーハウジング)(24戸)  
・小須戸大川前(シルバーハウジング)(11戸)

母子向: 宮浦(24戸)

下肢障がい者向: 藤見町第1(6戸)・藤見町第2(9戸)・中山(4戸)・川岸町(4戸)・関屋大川前(3戸)・窪田町(4戸)・古町みなと(2戸)・曾野木(7戸)・小須戸文京町(2戸)・新鯉潟(3戸)  
・小針第2(3戸)

視覚障がい者向: 稲荷町(5戸)・曾野木(2戸)

## ○その他目的住宅

高齢者同居向: 大山台(5戸)・曾野木(44戸)

大家族向: 桃山町第1(1戸)・秋葉通(3戸)・藤見町第1(3戸)・船江町(6戸)・石山(13戸)・石山第1(4戸)・石山第2(22戸)

視覚障がい者向: 藤見町第2(1戸)・西湊町通1ノ町(1戸)・窪田町(2戸)・曾野木(2戸)

## ○入居申し込み窓口

母子向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課:こども家庭課) … 宮浦24戸

障がい者(下肢・視覚)向住宅 → 各区役所健康福祉課(所管課:障がい福祉課) … 60戸(特目54戸・その他6戸)

## ○第3種住宅

LSA用1戸(高耐-早川町)・大家族向1戸(中耐-桃山町第1)・巻12区住宅ほか31戸(旧巻町)

## 4 市営住宅構造別一覧表

住表-4

令和3年4月1日現在

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
北区	栄町	1					1										1
	法花鳥屋					12	12										12
	松浜町	2				150	152	120		120							272
	(計)	3				162	165	120		120							285
東区	桃山町第1					216	216	134		134				1		1	351
	桃山町第2					48	48										48
	秋葉通					165	165	100		100							265
	藤見町第1					36	202										202
	藤見町第2					147	147										147
	新藤見					120	120										120
	中山					50	50	190		190							240
	物見山第1	14					14										14
	物見山第2	7					7										7
	船江町					102	102										102
	石山					188	448										448
	平和台		149				149										149
	松島					24	24	53		53							77
	新石山					408	649										649
	大山台					15	15										15
石山第1					140	140										140	
石山第2					210	210										210	
(計)	21	149			1,869	2,706	477		477				1		1	3,184	
中央区	川岸町					24	24										24
	日和山							79		79							79
	関屋大川前						75			75							75
	稲荷町						127			127							127
	二葉町					23	23										23
	二葉町第2					24	24										24
	西湊町通1ノ町						14			44		44					58
	西湊町通2ノ町									48		48					48
	窪田町					39	39										39
	古町みなと					39	39										39
	シルバーハウジング早川町						36							1		1	37
	汐見台		52	24		52	128										128
	宮浦						61										61
明石						49	49									49	
(計)		52	24		201	639	79	92	171				1		1	811	
江南区	曾野木					799	951										951
	亀田東町	3					3										3
	亀田向陽						71			71							71
	亀田大月					36	36										36
(計)	3				835	1,061										1,061	

住宅名	公 営							改 良			特公賃	第 3 種					合 計
	木 造	簡 平	簡 2	特 耐	中 耐	高 耐	小 計	中 耐	高 耐	小 計	木造	木造	簡 2	中 耐	高 耐	小 計	
秋葉区	新津新栄町	24				104	128										128
	新金沢町	58					58										58
	新津田島	38					38										38
	中新田					27	27										27
	西島	26					26										26
	小須戸文京町	70		35			105										105
	小須戸本町					12	12										12
	小須戸大川前					17	17										17
(計)	216		35		160	411											411
南区	新鯉潟	48		27			75										75
	(計)	48		27			75										75
西区	寺尾第3			8			8										8
	大野藤山					53	53										53
	内野駅前						29	29									29
	小針第1					54	54										54
	小針第2					69	69										69
	小針					18	18										18
	小針ヶ丘					18	18										18
	小針西					36	36										36
(計)			8		248	29	285										285
西蒲区	巻12区											2				2	2
	巻13区第1											4				4	4
	巻13区第2												4			4	4
	巻13区第3											3	6			9	9
	赤鎗											5				5	5
	天神町	11					11										11
	前田											7				7	7
	巻1区	12					12										12
(計)	23					23					21	10			31	54	
総計	314	201	94		3,475	1,281	5,365	676	92	768		21	10	1	1	33	6,166



## 5 令和3年度主要事業

住表-5

事業名	事業の概要	備考
1 市営住宅ストック改善事業	外壁などの計画的な大規模改修により、既存市営住宅ストックの有効活用を図り、安心安全で良質な住環境の整備を進めます。	外壁改修工事 2団地4棟 屋上防水改修工事 3団地5棟 幹線設備改修工事 1団地4棟
2 高齢者向け 優良賃貸住宅供給促進事業	高齢者の安全で安心な住居を確保するため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部を補助します。	●供給戸数 1団地36戸（※令和3年4月1日現在）
3 健幸すまいリフォーム助成事業	健康で幸せに暮らせる住環境整備を促進するため、既存住宅のバリアフリー化・子育て対応リフォーム・温熱環境改善リフォーム及びそれに併せて住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。	(1)対象工事 ①基本工事：下記の i ) ii ) iii ) のいずれかが必須 i ) 既存住宅又はその敷地において行うバリアフリーリフォーム工事 ii ) 子ども部屋の増築・改修工事又は子どもの事故防止工事 iii ) 既存住宅の温熱環境を改善するための工事 ②プラス工事：基本工事と併せて行う居住環境・住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事 ※市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に対象工事を発注すること  (2)補助率・額 対象経費の1/10 基本工事を1種類のみ行う場合 上限5万円 基本工事を2種類以上行う場合 上限10万円

事業名	事業の概要	備考
4 空き家活用推進事業	<p>空き家の利活用の促進を図るため、住み替え世帯に対する空き家の購入費や未接道の空き家の購入・除却費の一部を補助するほか、県外からの移住世帯に対する空き家の購入費やリフォーム費の一部を補助します。</p>	<p>(1) 対象となる空き家活用、補助率・額</p> <p>①福祉活動活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム 補助率 1/3 補助上限額 100万円 (※耐震改修を併せて行う場合は+100万円)</li> </ul> <p>②地域活動活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム 補助率 1/3 補助上限額 100万円 (※耐震改修を併せて行う場合は+100万円)</li> <li>・除却 補助率 1/3 補助上限額 50万円</li> </ul> <p>③移住定住活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入(空き家)とリフォームのいずれか 補助率 1/3 補助上限額 50万円</li> <li>・購入(空き家)+リフォーム 補助率 1/3 補助上限額 100万円</li> </ul> <p>④流通促進活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入(空き家) 補助率 1/3 補助上限額 30万円</li> <li>・購入(未接道地)+除却(空き家) 補助率 1/3 補助上限額 50万円</li> </ul>
5 移住モデル地区 定住促進住宅支援事業	<p>移住モデル地区に指定された秋葉区小須戸地区及び秋葉区金津里山地区への移住・定住を促進するため、新潟県外から同地区へ移住する方に対し、引っ越しや住宅に係る費用の一部を助成します。</p>	<p>(1) 対象者</p> <p>平成29年11月22日以降に秋葉区小須戸地区に、または令和元年11月28日以降に秋葉区金津里山地区に県外から移住し住宅を取得又は賃借し居住する世帯</p> <p>(2) 補助金・奨励金の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を取得して居住する世帯: 定住促進奨励金(30万円)</li> <li>・賃貸住宅に居住する世帯: 月額家賃の1/2以内で12,000円/月を限度に2年間助成 (月額家賃は家賃から住宅手当を控除した額)</li> <li>・転居に係る費用: 10万円を限度(子育て世帯は15万円を限度)に助成</li> </ul>

# 建築行政課





# 1 確認申請

建行表-1

## 確認申請類別件数

(単位: 件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
建築物	4,188	4,186	4,298	4,051	3,691
工作物	102	113	89	93	78
建築設備	75	81	71	90	58
計	4,365	4,380	4,458	4,234	3,827

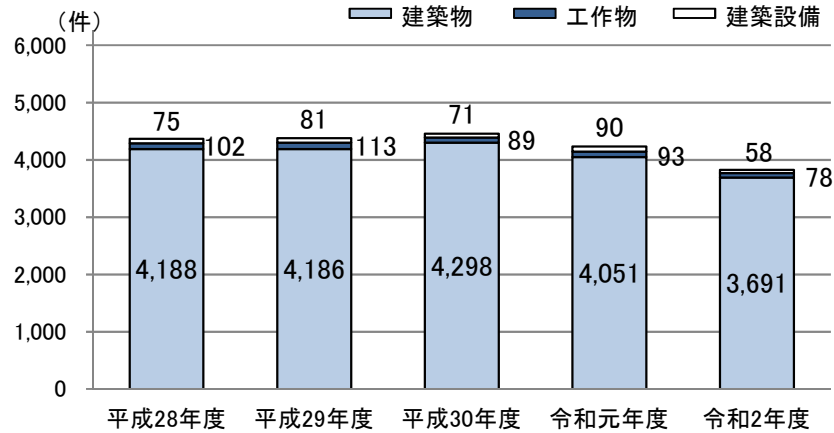
計画通知を除く

工作物: 建築基準法第88条の煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の工作物

建築設備: 建築基準法第87条の2第1項の昇降機及び建築設備

※昇降機及び建築設備は1基を1件とする。

## 確認申請類別件数グラフ



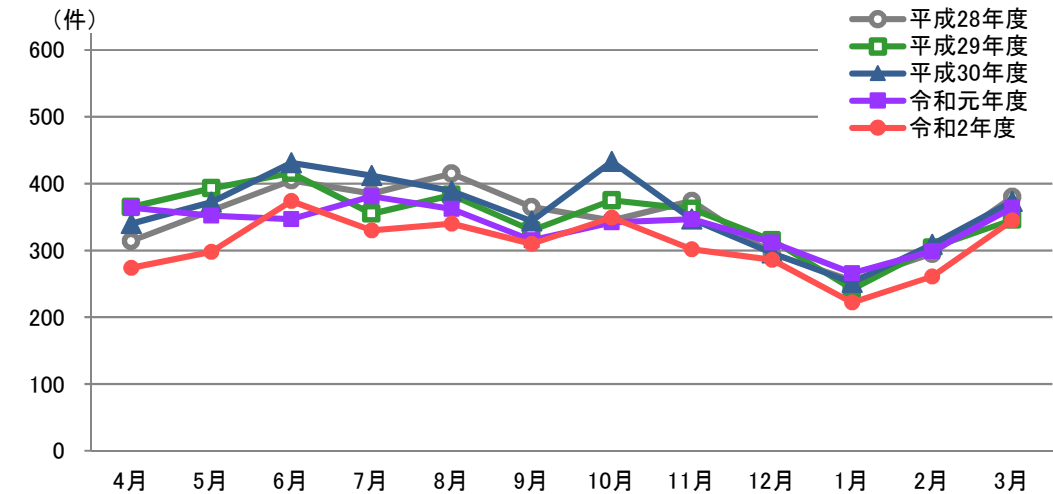
建行表-2

## 月別確認件数(建築物)

(単位: 件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	314	365	340	364	274
5月	360	393	372	352	298
6月	405	416	431	347	374
7月	385	355	412	381	330
8月	415	383	389	362	340
9月	365	330	344	315	310
10月	345	375	433	342	349
11月	374	362	347	347	302
12月	295	315	296	312	286
1月	255	242	252	266	222
2月	295	304	309	299	261
3月	380	346	373	364	345
合計	4,188	4,186	4,298	4,051	3,691

## 月別確認件数グラフ(建築物)



建行表-3

法区分別月別確認件数

(単位:件)

	1号建築物			2号建築物			3号建築物			4号建築物		
	100㎡超の特殊建築物			木造の建築物で 3階建て以上または500㎡超など			木造以外の建築物で 2階建て以上または200㎡超			1～3号以外		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	16	13	13	1	5	4	22	11	19	301	335	238
5月	23	14	9	5	5	2	20	26	24	324	307	263
6月	20	21	12	4	5	5	25	23	20	382	298	337
7月	24	13	14	2	4	3	19	23	24	367	341	289
8月	24	19	25	4	3	0	18	13	14	343	327	301
9月	13	9	14	4	2	4	26	21	22	301	283	270
10月	20	15	13	1	3	2	37	21	25	375	303	309
11月	17	13	11	1	1	3	24	17	12	305	316	276
12月	14	7	10	2	0	5	19	18	9	261	287	262
1月	13	8	10	2	1	2	8	9	14	229	247	196
2月	15	6	9	2	3	3	19	16	13	273	274	236
3月	23	13	12	4	4	2	20	18	14	326	329	317
合計	222	151	152	32	36	35	257	216	210	3,787	3,647	3,294

建行表-4

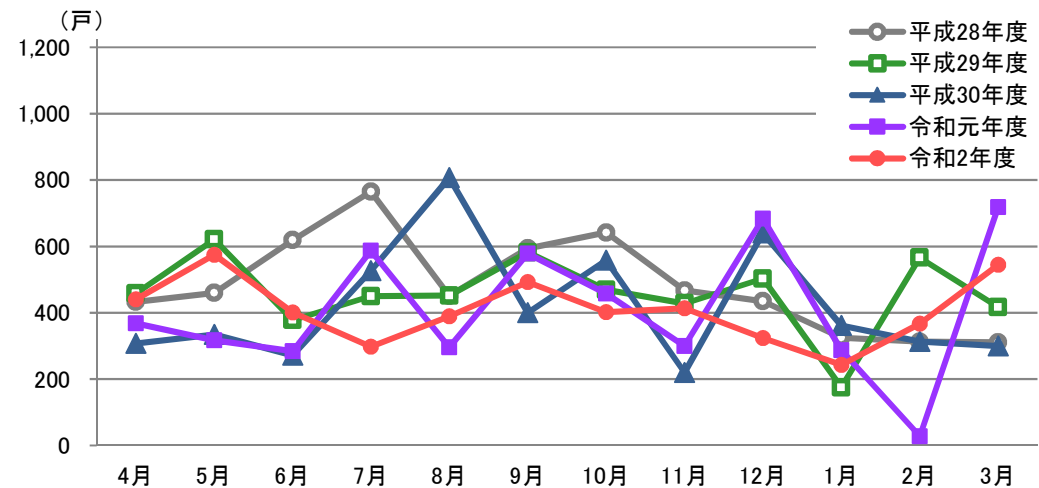
月別新設住宅着工戸数

(単位:戸)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	433	458	307	368	440
5月	460	621	334	317	575
6月	619	378	272	284	401
7月	765	450	526	587	298
8月	451	452	807	296	389
9月	594	582	400	578	493
10月	642	469	558	458	402
11月	467	428	220	300	413
12月	435	503	640	684	324
1月	325	175	361	287	243
2月	313	566	313	28	367
3月	311	417	300	718	545
合計	5,815	5,499	5,038	4,905	4,890

出典:新潟県建築統計月報

月別新設住宅着工戸数グラフ



## 2 建築関係法令に係る届出等

### ① 長期優良住宅の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度です。

### ② 省エネルギー法の届出(平成28年度まで)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、床面積が300㎡以上の建築物(住宅を含む)の新築・増改築、または床面積が2,000㎡以上の建築物の外壁・屋根や設備等の大規模修繕・改修等を行う場合に、省エネルギーのための措置に関する届出が必要です。

### ③ 建築物省エネ法の認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づき、省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築・増改築等を対象として、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、性能向上計画認定を受けることができます。認定を受けると容積率特例等のメリットがあります。

### ④ 建築物省エネ法の届出(平成29年度以降)

建築物省エネ法に基づき、床面積が300㎡以上の建築物(住宅を含む)の新築・増改築を行う場合に届出が必要です。また、非住宅部分の床面積が2,000㎡以上の建築物の新築等を行う場合は、適合性判定を受ける必要があります。

建行表-5

#### 建築関係法令に係る届出等の件数

(単位:件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長期優良住宅の認定		741	706	693	751	656
省エネルギー法の届出	第1種	43				
	第2種	255				
	計	298				
建築物省エネ法の認定		5	6	8	8	14
建築物省エネ法の適合性判定・届出	適判		2	2	3	1
	届出		207	189	177	156
	計		209	191	180	157
低炭素建築物の認定		64	35	39	61	62
CASBEE新潟の届出		26	19	25	22	23
福祉のまちづくり条例事前協議		80	95	84	87	85
バリアフリー法に基づく認定		0	2	0	1	0
建設リサイクル法	届出	2,110	2,021	2,243	2,141	2,018
	通知	507	725	635	669	661
中高層建築物の届出		30	35	26	29	40
共同住宅の届出		75	71	40	39	43

### ⑤ 低炭素建築物の認定

建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域内にある建築物を低炭素建築物として認定する制度です。

### ⑥ CASBEE新潟(新潟市建築環境総合性能評価制度)の届出

新築・増築・改築する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築する際に、建築主が環境性能を自己評価し、建築物環境配慮計画書として提出する必要があります。

### ⑦ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議

新潟県福祉のまちづくり条例に基づき、特定公共的施設(多数の人が利用する施設で一定規模を超えるもの)を新設する場合には、事前協議を行う必要があります。

### ⑧ バリアフリー法に基づく認定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、特定建築物(多数の人が利用する建築物)の建築等及び維持保全計画を認定する制度です。

### ⑨ 建設リサイクル法の届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、対象となる建設工事の発注者及び自主施工者が行う分別解体等の計画等に関する届出です。

### ⑩ 中高層建築物の届出

中高層建築物の建築に伴う紛争等を予防し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づき、一定の高さ(建築物の高さが10mもしくは15m)を超える建築物を建築する場合に建築主等が行う届出です。

### ⑪ 共同住宅の届出

共同住宅の建築に伴う紛争等を未然に防止し、良好な居住環境が確保されるよう、新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱に基づき、住戸の数が10戸以上の共同住宅を建築する場合、同一建築主又は所有者が一連の土地に2以上の共同住宅を建築する場合でその住戸の合計数が10戸以上となる場合に建築主等が行う届出です。

### 3 住宅・建築物耐震改修等補助制度

昭和56年以前に建築された住宅・建築物の耐震改修等に要した費用の一部を補助します。

建行表－6  
制度概要

区分		補助額	
木造 戸建住宅	耐震診断	高齢者等世帯 <sup>※1</sup>	500㎡以下 無料 <sup>※2</sup>
		上記以外の世帯	280㎡以下 5,500円 <sup>※2</sup>
			280㎡超～350㎡以下 15,400円 <sup>※2</sup>
			350㎡超～420㎡以下 25,300円 <sup>※2</sup>
			420㎡超～500㎡以下 35,200円 <sup>※2</sup>
	耐震設計		費用の1/2以内かつ10万円を限度
	耐震改修工事	高齢者等世帯 <sup>※1</sup>	費用の2/3以内かつ150万円を限度
		上記以外の世帯	費用の2/3以内かつ120万円を限度
	段階的 耐震改修工事	高齢者等世帯 <sup>※1</sup>	費用の2/3以内かつ①90万円②60万円を限度 <sup>※3</sup>
		上記以外	費用の2/3以内かつ①70万円②50万円を限度 <sup>※3</sup>
耐震改修促進リフォーム工事 <sup>※4</sup>		費用の1/2以内かつ20万円を限度	
耐震シェルター・防災ベッド設置 <sup>※1</sup>		費用の1/2以内かつ30万円を限度	
家具転倒防止工事 <sup>※1,5</sup>		4,000円～7,000円	
マンション	耐震診断	予備診断	費用の2/3以内かつ1棟あたり14万円を限度
		本診断	費用の1/2以内かつ1戸あたり3万円 (1棟あたり150万円)を限度
	耐震設計		費用の2/3以内
耐震改修工事		費用(49,300円/㎡を限度)×23%の2/3以内	
特定建築物	耐震診断		費用の2/3以内(上限額あり)
	耐震設計		費用の2/3以内(上限額あり)
	耐震改修工事		費用の23%以内(上限額あり)
危険ブロック塀等撤去工事		撤去費用等の1/2以内かつ15万円を限度	

※1) 高齢者等世帯: 高齢者のみの世帯・障がい者等居住世帯  
 高齢者: 65歳以上の方  
 障がい者等: 要介護認定者、要支援認定者、身体障害者手帳(1級・2級)交付者、療育手帳A交付者  
 ※2) 自己負担額  
 ※3) ①は段階的耐震改修工事の第1段階、②は第2段階を示す  
 ※4) 市の制度を利用した耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター・防災ベッド設置と同時に行うものとする  
 ※5) 住宅の築年・構造・規模等の要件なし

建行表－7  
補助件数の推移

(単位: 件)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
木造 戸建住宅	耐震診断	249	154	74	72	78	
	耐震設計	25	20	11	13	9	
	耐震改修工事	18	23	12	4	10	
	段階的耐震改修工事	1	0	0	0	1	
	耐震改修促進リフォーム工事	19	24	12	4	11	
	耐震シェルター・防災ベッド設置	0	1	0	0	0	
	家具転倒防止工事	9	5	3	1	1	
	危険ブロック塀等撤去工事			318	133	96	
マンション	耐震診断	0	0	0	0	0	
	予備診断	3	0	0	0	0	
	本診断	0	0	0	0	0	
	耐震設計	0	0	0	0	0	
耐震改修工事		0	0	0	0	0	
特定建築物	耐震診断	幼稚園・保育所	1	1	1	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	0	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	1	0	0	0
	耐震設計	幼稚園・保育所	1	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	0	0	1	0	0
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	1	0	0
	耐震改修工事	幼稚園・保育所	0	0	0	0	0
		診断義務付け建築物	2	0	0	1	1



## 5 道路位置の指定

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法または土地区画整理法等によらないで築造する道について、特定行政庁（市長）からその位置の指定を受ける手続きです。

建行表-9

### 道路位置指定状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幅員4m以上～5m未満	本数(本)	4	6	4	1	4
	延長(m)	90.71	181.26	71.87	26.91	100.33
幅員5m以上～6m未満	本数(本)	7	5	6	7	6
	延長(m)	167.03	161.2	205.07	195.08	186.76
幅員6m以上	本数(本)	7	6	3	1	5
	延長(m)	224.13	149.37	100.22	42.60	184.03
計	本数(本)	18	17	13	9	15
	延長(m)	481.87	491.83	377.16	264.59	471.12

## 6 建築協定制度

建築協定制度は、建築基準法の規定に基づき、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合、一定の区域を定め、建築物の敷地、構造、用途などの基準について協定を締結することができる制度です。

建行表-10

### 建築協定区域

令和3年4月1日時点

協定名称	目的	地名地番	協定区域の面積(m <sup>2</sup> )	認可年月日	有効期間
石山団地商店街建築協定	商店街としての利便を高度に維持増進すること	東区石山団地666番3の一部	3,318	平成2年8月18日	10年間(自動更新)
小針川原地区建築協定	住宅地として良好な環境の維持、増進に資すること	西区小針1丁目242 外	26,277	平成12年7月13日	10年間(自動更新)
秋葉希望ヶ丘ニュータウン建築協定	良好な居住環境の維持増進	東区秋葉1丁目1-1 外	95,302	平成13年8月30日	20年間
沼垂・日の出ニュータウン建築協定	住宅地としての良好な環境の維持、増進に資すること	中央区日の出2丁目16番 外	25,612	平成14年9月30日	20年間
三菱瓦斯化学建築協定	工業用地としての利便を増進するとともに、隣接する住宅地との環境の維持保全を図ること	北区太夫浜字上浜山1382番地	178,784	平成29年6月23日	10年間(自動更新)
ルナグランデ新潟南建築協定	良好な居住環境の維持増進	江南区亀田大月3丁目1909番4 外	7,906	平成19年7月27日	10年間(自動更新)
サンクレーク新崎建築協定	良好な居住環境の維持増進	北区高森新田字三反割67番・67番1・80番1・90番	18,491	平成20年4月28日	10年間(自動更新)
古町通5番町地区まちなか再生建築物等整備事業の空地等に係る建築協定	良好な都市環境の維持増進	中央区古町通5番町612番他11筆、西堀前通5番町751番他11筆	3,109	平成25年3月29日	30年間
西野中野山建築協定	環境に配慮した都市環境の形成・保全すること	東区若葉町1丁目101-1他204筆、若葉町2丁目201-1他132筆	107,159	平成27年3月23日	10年間
Dia Land建築協定	良好な居住環境の維持増進	中央区上所3丁目354番48 外99筆	27,661	令和1年7月5日	10年間(自動更新)



## 公共建築第1課・第2課



北区役所・豊栄地区公民館 令和2年11月竣工



渦東小学校・渦東中学校 令和3年3月竣工



## 1. 公共建築物保全適正化推進事業（公共建築第1課）

市保有施設の老朽化に伴う維持修繕・改修・改築費用が増大することが予想されており、厳しい財政状況において既存の施設を現状の規模で維持していくことは困難な状況にあるため、平成27年に「新潟市公共建築物長寿命化指針」及び「新潟市公共建築物保全計画」を公表し、中長期的な視点により、計画的かつ効率的な維持保全を実施することで施設の長寿命化を推進するとともに、投資平準化を図ります。

### 事業実施状況

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
工事	10施設 (17部位)	20施設 (28部位)	84施設 (110部位)	33施設 (40部位)	21施設 (28部位)	18施設 (36部位)

## 2. 公共建築物特定天井安全対策事業（公共建築第1課）

特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある大規模空間の天井）を有する防災上重要な施設において、大規模な地震時に、天井等の落下による重大事故（死傷者）の発生を防止すると共に、施設の機能を維持し、避難体制の充実を図ります。

令和2年度までに防災上重要な避難所等の施設27施設のうち、19施設の工事を行いました。

### 事業実施状況

(施設)

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
工法検討	2	11	4	8	—
実施設計		6	6	5	4
工事	—	2	6	5	6

### 3. 受託事業（公共建築第1課・第2課）

#### 令和2度 受託工事概要（公共建築第1課）

施設区分及び施設名	工事内容	備考	施設区分及び施設名	工事内容	備考
〈一般行政施設〉 ・北区役所庁舎  ・市役所本館  ・産業振興センター  ・新潟市文書館  ・中央消防署白山浦出張所  ・小針駅駐輪場  ・中部下水処理場汚泥処理電気室  ・中部処理区合流改善電気棟  ・中央卸売市場  ・水道局別館  ・水道局北営業所  ・潟東出張所 他2施設  ・新田清掃センター破砕施設  ・潟東農村環境改善センター	新築	R1～R2継続	〈公営住宅〉 ・石山住宅C-12棟  ・小須戸大川前住宅  ・石山第2住宅8号棟 他4棟  ・中山住宅D棟  ・桃山町第1住宅D棟  ・新藤見住宅C棟	外壁改修	
	内部改修			外壁改修	
	大規模改修	R1～R2継続		外壁・屋上防水改修	
	大規模改修			屋上防水改修	
	耐震補強・改修		耐震補強・外壁改修		
	新築	R2～R3継続	給水設備改修		
	新築	R2～R3継続	〈学校施設〉 ・漆山小学校  ・岡方第一小学校  ・小学校、中学校、高等学校	トイレ改修	
	屋上防水改修			トイレ改修	
	屋上防水改修			校内通信ネットワーク整備	
	空調設備改修		〈福祉施設〉 ・ちとせ保育園	空調設備改修	
	電気設備改修			〈その他施設〉 ・陸上競技場	
	空調設備改修				
	解体				

令和2年度 受託工事概要（公共建築第2課）

施設区分及び施設名	工事内容	備考	施設区分及び施設名	工事内容	備考
〈学校施設〉 ・潟東小学校 ・東特別支援学校 ・内野小学校 ・江南小学校 ・桜が丘小学校 ・木崎小学校 ・東石山中学校 ・亀田中学校 ・岡方第二小学校 ・小須戸小学校 ・中之口東小学校 ・浜浦小学校 ・亀田西中学校 ・坂井輪中学校	移転改築	R1～R2継続	〈学校施設〉 ・新津第五中学校 ・山の下中学校 ・曾野木中学校 ・赤塚中学校 ・五十嵐小学校・曾野木小学校 ・小須戸小学校 ・上山中学校 ・小学校、中学校、特別支援学校	トイレ改修	
	増築・大規模改造	(増築) R1～R2継続		トイレ改修	
	大規模改造			トイレ改修	
	大規模改造			トイレ改修	
	大規模改造			建具改修	
	大規模改造			受変電設備改修	
	大規模改造			冷暖房設備設置	
	大規模改造			校内通信ネットワーク整備	
	トイレ改修				
	トイレ改修				
	トイレ改修				
	トイレ改修				
	トイレ改修				
	トイレ改修				
			〈公営住宅〉 ・小針第2住宅 他1棟	給水設備改修	
			〈その他施設〉 ・青山斎場 ・新通ひまわりクラブ ・新潟市水族館	炉改修 改修 昇降機設備改修	

